の三、字たいら七八の四から七八の六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七八の七から七八の九まで、七八の一〇・七八の一一・七八の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七八の二六、七八の二七（次の図に示す部分に限る。）、七八の二八、字蔭一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の二、一一の三、一一の八、字千本一四、一七、一八、字寺谷一九の二、字船谷七九の一（次の図に示す部分に限る。）、木頭南字字久多利二九、三三、五四、五五の二、五七、六〇の二、木頭出原字シモカゲ五六の一、字ミツ石三二の一（次の図に示す部分に限る。）、三三の一、三三の三、木頭助字本村一二三から一二五まで、一二七、一四四の一、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八、一四九の一、一五〇から一五二まで、一五五の一、一五六の一、一五七の一、字東蝉谷四の二、四〇、一二〇、一二二から一二四まで、字西蝉谷五六、五七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中内五二の三、五九、字栩谷六八の一二、七三の二（次の図に示す部分に限る。）、八一の三、字折宇谷一八の二、字下も番七二の二・七二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七二の七、字野久保谷六（次の図に示す部分に限る。）、七、一一の二・一一の四・一三・字中西二一から二三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字大地平二九の四、二九の五（次の図に示す部分に限る。）、二九の六、二九の七（次の図に示す部分に限る。）、二九の八、三〇の一、三一、字拝の久上八三の一（次の図に示す部分に限る。）、字小薮一二、六七（次の図に示す部分に限る。）、字土居六四の一、字久井谷一六、二二、字たいら七八の四から七八の一一まで、七八の二〇、七八の二六から七八の二八まで、字寺谷一九の二、字船谷七九の一、字久多利二九、三三、五四、五五の二、五七（次の図に示す部分に限る。）、六〇の二、字ミツ石三二の一・三三の一・三三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字東蝉谷一二三、一二四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町木頭北川字船谷七九の一、木頭助字向エ山七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字船谷七九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、農林水産省から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　枝野　幸男

森林・農地周辺施設等の放射性物質の除去・低減技術の開発事業に係る委託費及び新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業に係る委託費

○経済産業省告示第二十三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は全国中小企業団体中央会から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年二月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　経済産業省から交付する特定補助金等

先端農商工連携実用化研究事業に係る補助金、震災復興技術イノベーション創出実証研究事業に係る補助金、ＩＴ融合による新産業創出のための研究開発事業（産学官ＩＴ融合コンソーシアム拠点の整備）に係る補助金、発電用原子炉等事故対応関連技術開発に係る委託費、発電用原子炉等事故対応関連技術基盤整備事業に係る委託費

二　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等

低炭素社会を実現する革新的カーボンナノチューブ複合材料開発プロジェクトに係る助成金、グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発に係る委託費、次世代印刷エレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発に係る委託費及び助成金、異分野融合型次世代デバイス製造技術開発プロジェクトに係る委託費及び助成金並びに災害対応無人化システム研究開発プロジェクトに係る委託費及び助成金

三　全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等

農商工連携等による被災地等復興支援事業に係る助成金及びグローバル技術連携・創業支援事業に係る助成金

○経済産業省告示第二十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年二月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5121	株式会社家・スタイル	千葉県船橋市夏見町二丁目五百番地一	平成二十三年十二月一日から平成二十四年十一月三十日まで
5122	株式会社アイデアル	東京都板橋区高島平二丁目一番十五号	平成二十三年十二月二十一日から平成二十四年十二月二十日まで
5123	株式会社フォルム	東京都板橋区高島平二丁目二番二号	平成二十三年十二月二十一日から平成二十四年十二月二十日まで
5124	株式会社アイ・ティ・エス	東京都板橋区徳丸七丁目二十四番八号	平成二十三年十二月二十一日から平成二十四年十二月二十日まで
5125	上尾興業株式会社	埼玉県上尾市上町一丁目九番十二号	平成二十四年一月六日から平成二十五年一月五日まで
5126	奥道後国際観光株式会社	愛媛県松山市末町乙二百六十七番地一	平成二十四年一月十六日から平成二十五年一月十五日まで